

令和 6 年度 横須賀市
指定障害福祉サービス事業所等自己点検シート

自立訓練（生活訓練）

自己点検シートについて

運営が適正に行えているかどうかを各事業所が自主的に点検するためのシートです
点検事項の各項目は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等の内容です。

◎ 点検時期…

5月1日～31日の状況を点検します。点検は毎年実施してください。

(新規に指定を受けた事業所は、指定を受けた月の翌月1ヶ月間の状況を点検します。)

◎ 点検の方法…

各点検項目について、○ 又は × を選択します。

点検項目の右欄の「□」のプルダウンリストから「○」か「×」を選択してください。

対象外または事例なしの場合は、「—」を選択します。

◎ 点検後の処理…

× を記した項目については、基準の内容を確認し、基準に適合するよう改善してください。

※経過措置の対象となっている項目については、期限までに○になるように必要な措置を講じてください。

◎ シートの保管…

次年度の点検実施時まで保管してください。

市の求めがあった場合は、提出してください。

事業所番号	1	4	1	1	9	0	2	6	6	9
事業所名称	湘南国際カレッジ久里浜									

点検日	令和 6 年 7 月 1 日
-----	----------------

点検者	管理者 永島 宏次
-----	-----------

※原則、管理者が点検者です。

基本方針（第3条及び第165条）

- | | | |
|---|--|-----------------------|
| 1 | 利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画を作成し、これに基づきサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施すること、その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。 | <input type="radio"/> |
| 2 | 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | <input type="radio"/> |
| 3 | 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めていますか。 | <input type="radio"/> |
| 4 | 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っていますか。 | <input type="radio"/> |

従業者の員数（第166条）* 共生型を除く

* 介護保険の事業所が共生型自立訓練（生活訓練）を行う場合、共生型サービスの利用者を含む全ての利用者の合計数に対して、介護保険の基準上必要な職員を配置すること

- | | | |
|---|---|-----------------------|
| 5 | 前年度の利用者の数の平均値をもとに、適切に従業員（生活支援員・地域移行支援員・サービス管理責任者）を配置していますか。 | <input type="radio"/> |
|---|---|-----------------------|

内容及び手続の説明及び同意（第9条）

- | | | |
|---|--|-----------------------|
| 6 | 利用者がサービスの利用の申込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を書面又は電磁的方法で得ていますか。 | <input type="radio"/> |
|---|--|-----------------------|

契約支給量の報告等（第10条）

- | | | |
|----|---|-----------------------|
| 7 | サービス提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該サービスの内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりのサービスの提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載していますか。 | <input type="radio"/> |
| 8 | 契約支給量の総量は、利用者に係る支給量を超えていませんか。 | <input type="radio"/> |
| 9 | サービス提供に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に報告していますか。 | <input type="radio"/> |
| 10 | 受給者証記載事項に変更があった場合も、7～9に沿って行っていますか。 | <input type="radio"/> |

提供拒否の禁止（第11条）

- | | | |
|----|----------------------------|-----------------------|
| 11 | 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 | <input type="radio"/> |
|----|----------------------------|-----------------------|

正当な理由

- ・ 事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合
- ・ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ・ 運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合
- ・ 入院治療が必要な場合

連絡調整に対する協力（第12条）

12	市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から、できる限り協力していますか。	<input type="radio"/>
----	---	-----------------------

サービス提供困難時の対応（第13条）

13	通常の事業の実施地域等を勘案し、適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	<input type="radio"/>
----	---	-----------------------

受給資格の確認（第14条）

14	サービス提供の開始に際しては、受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめていますか。	<input type="radio"/>
----	---	-----------------------

訓練等給付費の支給の申請に係る援助（第15条）

15	事業所が提供するサービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合には、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行えるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="radio"/>
----	---	-----------------------

16	支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っていますか。	<input type="radio"/>
----	---	-----------------------

心身の状況等の把握（第16条）

17	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	<input type="radio"/>
----	---	-----------------------

指定障害福祉サービス事業者等との連携等（第17条）

18	サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="radio"/>
----	---	-----------------------

19	サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="radio"/>
----	--	-----------------------

身分を証明する書類の携行（第18条）（※訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合）

20	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示するよう指導していますか。	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

21	証書等には、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の名称、当該従業者の氏名を記載していますか。（当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。）	<input type="checkbox"/>
----	---	--------------------------

サービスの提供の記録（第169条の2）

22	サービスを提供したときは、提供日、内容その他必要な事項を記録していますか。	<input type="radio"/>
----	---------------------------------------	-----------------------

23	利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。	<input type="radio"/>
----	---------------------------------	-----------------------

支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（第20条）

24	サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払を求めることが適当であるものに限っていますか。	-
----	--	---

25 利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面又は電磁的記録を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていますか。

利用者負担額等の受領（第170条）

26 サービスを提供したときは、利用者から当該サービスに係る利用者負担額の支払を受けていますか。

27 法定代理受領を行わないサービスを提供したときは、利用者から当該サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けていますか。

28 上記の支払を受ける額のほか、指定生活介護として提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の支払いを利用者から受けていますか。

↓
食事の提供に要する費用、日用品費

その他、自立訓練（生活訓練）として提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 利用者の希望によって身の回り品として日常生活に必要なもの（歯ブラシや化粧品等）を事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- 利用者の希望によって教養娯楽等として日常生活に必要なもの（クラブ活動・行事における材料費等）を事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- 利用者の希望によって送迎を提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。）

*** 指定宿泊型自立訓練を行う場合**

29 上記に加えて、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けていますか。

- ↓
光熱水費
- 居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- * 補助金等（民間補助金含む）により建設され、買収または改造された建物を除く

30 上記の費用の支払を受けた場合は、支払った利用者に領収証を交付していますか。

31 上記の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、内容、費用について説明を行い、書面又は電磁的記録により同意を得ていますか。

利用者負担額に係る管理（第170条の2）

32 利用者が同一月に指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、利用者負担額合計額を算定し、市町村に報告するとともに、利用者及び他のサービスを提供した事業者等に通知していますか。

訓練等給付費の額に係る通知等（第23条）

33 法定代理受領により市町村から介護給付費の支払を受けた場合には、利用者に対し、介護給付費の額を通知していますか。

34 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記録したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。 ○

指定自立訓練（生活訓練）の取扱方針（第57条）

35 生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その利用者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 -

自立訓練（生活訓練）計画の作成等（第58条）

36 管理者は、サービス管理責任者に自立訓練（生活訓練）計画の作成の業務を担当させていますか。 ○

37 サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成に当たって、適切な方法により、利用者について、アセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討していますか。 ○

アセスメントでの把握事項

利用者の有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況、利用者の希望する生活、課題

38 アセスメントに当たって、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握していますか。 ○

39 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。
サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 ○

40 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、自立訓練（生活訓練）計画の原案を作成していますか。
この場合において、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練（生活訓練）計画の原案に位置付けるよう努めていますか。 ○

計画の記載事項

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、支援の目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等

41 サービス管理責任者は、利用者及び当該利用者に対するサービス提供に当たる担当者等を招集して、自立訓練（生活訓練）計画の作成に係る会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について意見を求めていますか。 ○

42 サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書又は電磁的方法により利用者の同意を得ていますか。 ○

43 サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。 ○

44 サービス管理責任者は、自立訓練（生活訓練）計画の作成後、モニタリングを行うとともに、少なくとも3月に1回以上、自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。 ○

45 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及び家族との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。

モニタリングの注意点

定期的にご利用者に面接すること。
定期的モニタリングの結果を記録すること。

46 自立訓練（生活訓練）計画を変更する場合にも上記の手順で行っていますか。

管理者の責務（第66条）

47 管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。

48 管理者は、従業者に基本方針、人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。

サービス管理責任者の責務（第59条）

49 個別支援計画の作成等のほか、利用申込者の利用に際し、利用申込者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その利用申込者の身体及び精神の状況、当該事業所以外におけるサービス等の利用状況等を把握していますか。

50 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行っていますか。

51 他の従業者に対する技術指導及び助言を行っていますか。

52 業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるように努めていますか。

相談及び援助（第60条）

53 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。

訓練（第160条）

54 訓練は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。

55 利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っていますか。

56 事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させていますか。

57 利用者に対し、当該利用者の負担により、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者以外の者に訓練させていませんか。

地域生活への移行のための支援（第161条）

58 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っていますか。

59	利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が居宅における生活に移行した後においても、一定期間、当該利用者との定期的な連絡、相談等を行っていますか。	○
----	---	---

食事（第86条）

60	あらかじめ、利用者に対して食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、同意を得ていますか。	○
----	--	---

61	利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っていますか。	-
----	--	---

62	あらかじめ作成された献立に従って調理を行っていますか。	-
----	-----------------------------	---

63	食事の提供を行う場合であって、事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めていますか。	-
----	---	---

緊急時等の対応（第28条）

64	従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	-
----	---	---

健康管理（第87条）

65	常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。	○
----	---	---

支給決定障害者に関する市町村への通知（第88条）

66	サービスの提供を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	-
----	---	---

正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたときと見込まれるとき。

偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

勤務体制の確保等（第68条）

67	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めていますか。	○
----	--	---

68	事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。	○
----	------------------------------------	---

69	従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	○
----	-------------------------------	---

70	適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動（セクシャルハラスメント）又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（パワーハラスメント）により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	○
----	---	---

定員の遵守（第69条）

71	災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除いて、利用定員を超えてサービスの提供を行っていますか。	○
----	---	---

業務継続計画の策定等（第33条の2）

- 72 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していますか。
- 73 業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。
- 74 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施していますか。
- 75 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。

非常災害対策（第70条）

- 76 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。
- 77 非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っていますか。
- 78 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。

衛生管理等（第90条）

- 79 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。
- 80 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じていますか。

必要な措置

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）を定期的（おおむね3月に1回以上）に開催しています。
- 感染対策委員会の結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。
- 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的（年2回以上）に実施していますか。

協力医療機関等（第91条）

- 81 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。
(事業者から近距離にあることが望ましい)

掲示（第92条）

- 82 事業所内において利用申込者の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資する認められる重要事項を掲示していますか。

* 重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。

秘密保持等（第36条）

- 83 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。
- 84 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。
- 85 他の事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書又は電磁的方法により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。

* この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りません。

情報の提供等（第37条）

- 86 サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。
- 87 広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしていませんか。

利益供与等の禁止（第38条）

- 88 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。
- 89 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はこれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介する対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。

苦情解決（第39条）

- 90 提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じていますか。
- 91 苦情の受付日、内容等を記録していますか。

事故発生時の対応（第40条）

- 92 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、横須賀市、県（重大な事故・医療機関を受診した事故のみ。）、支給決定市町村、その利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じていますか。
- 93 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。
- 94 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。

会計の区分（第41条）

- 95 事業所ごとに経理を区分するとともに、その事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。

身体拘束等の禁止（第35条の2）

- 96 サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。

97 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。

98 身体拘束等の適正化を図るため必要な措置を講じていますか。

必要な措置

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回は必ず開催）していますか。

身体拘束適正化検討委員会の結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。

身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。

従業者に身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施していますか。

虐待の防止（第40条の2）

99 虐待の発生又はその再発を防止するため必要な措置を講じていますか。

必要な措置

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回は必ず開催）していますか。

虐待防止委員会の結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。

従業者に虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施していますか。

上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。

100 各種加算（減算）の開始・終了、種類の変更を行う場合は、適宜、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」を市に提出していますか。
加算：毎月15日までに届出があった場合は翌月から適用
減算：減算すべき日から適用

加算の要件等の確認

101 加算を取得するために必要な要件・取扱いの内容を理解し、必要な従業員の員数や資格等が維持できているか毎月確認していますか。

加算等の基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）

取扱い

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）